

令和7年度イノシシ生息状況等調査業務委託仕様書

1 業務の名称

令和7年度イノシシ生息状況等調査業務委託

2 業務の目的

本業務は、本県におけるイノシシの生息域の拡大に伴い、農林業被害や捕獲頭数が増加していることを踏まえ、イノシシの生息及び捕獲が確認されている地点において、センサーカメラ（以下、「カメラ」という。）を用いた調査及び解析を実施することで、県内のイノシシの生息個体数等を推定し、第4次イノシシ管理計画の策定等に当たっての検討資料にすることを目的とする。

3 業務の期間

契約日 から 令和8年3月20日（金）までとする。

4 業務の概要

県内におけるイノシシの個体数推定等に向けて、概ね以下のとおり業務を実施すること。

(1) 本業務における計画設計

本業務で予定している業務内容（カメラの設置地点の選定、個数、日程等）について計画を定め、県に共有すること。

なお、設置エリアとしては雫石町及び一関市を想定しているが、具体的な設置地点等については、契約締結後に委託者と調整し決定すること。

(2) 設置地点の下見・設置許可申請

ア カメラの設置地点については、安全かつ正確にイノシシを撮影できるよう十分に現地を下見すること。

イ 土地の立ち入り等

- ・ 受託者は業務を実施するため、国有地、公有地に立入る場合は、委託者及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに委託者に報告し、指示を受けなければならない。
- ・ 受託者は、業務実施のために植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一次使用するときは、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は受託者が得るものとするが、委託者はこれに協力しなければならない。

ウ 地元関係者との交渉等

受託者は、業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、委託者の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないよう努めなければならない。

(3) カメラの設置地点の選定及び設置

(2)アの下見等を踏まえ、以下のとおりカメラを設置すること。

ア 県内のイノシシの捕獲位置等を参考に、効果的かつ適切に設置地点を選定の上、カメラを設置すること（R E S T（Random Encounter & Staying Time）20 台×2か所）

イ 速やかにカメラを設置できるよう体制を整えておくこと。

ウ カメラの設置期間は2か月程度とする。

(4) カメラの見回り

カメラの設置後、2回以上現地を見回り、適切な調査に努めること。

(5) カメラデータ等の整理・解析

本業務において収集したデータの解析は、ベイズ法等の適切な方法により行うこと。

(6) 報告書の作成

ア 電子媒体（CD-ROM）1部

イ 紙媒体 1部

5 責任者の配置

業務の履行に際しては、責任者を設置することとし、責任者は現に農林水産省が登録する「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」又は、環境省が登録する「鳥獣保護管理プランナー」又は「鳥獣保護管理調査コーディネーター」として登録されている者であり、入札参加申請時点で当該法人に所属している者であること。

6 その他

(1) 本業務実施に当たっては、労働関係法令等の諸法令を遵守すること。

(2) この仕様書に記載がない事項については、必要に応じて発注者と受注者間の協議により定めるものとする。

(3) 現地の下見、出回りの際には、安全に実施できるよう体制を整えておくこと。